

ご存じですか？

国民年金保険料の免除・猶予制度

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。しかし、保険料を未納のまま放置すると、将来年金を受け取ることができない場合があります。

平成23年度の国民年金保険料は、月額15,020円となっていますが、経済的な理由などで納付が困難な場合は、申請により保険料の免除・猶予を受けることができます。

また、東日本大震災により、住宅や家財、そのほかの財産についておおむね2分の1以上の損害を受けた方は、災害特例免除の申請をすることができます。

■免除制度(全額免除・一部納付)

申請者の所得額などを審査した上で、保険料の免除(全額免除または一部納付)が決定されます。

免除を受けた期間は未納期間とならず、受給資格期間に算入されます。

ただし、一部納付については、納付すべき保険料が未納となった場合、未納期間として扱われますので、ご注意願います。



【免除の要件・内容】

- 申請者、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であること
→ 所得額、家族構成などに応じて「**全額免除**」または「**一部納付**」に分けられます。

制度名	納付すべき保険料(月額)	免除額(月額)	免除期間分の年金額(※)
全額免除	—	15,020円	1/2の額
一部納付	4分の1納付	3,760円	5/8の額
	2分の1納付	7,510円	3/4の額
	4分の3納付	11,270円	7/8の額

(※) 保険料を全額納付した場合との比較【国庫負担が2分の1の場合】

■その他の猶予制度など

- 若年者納付猶予制度 → 30歳未満の方の保険料納付が猶予(所得審査有り)
- 学生納付特例制度 → 学生の方の保険料納付が猶予(所得審査有り)
- 法定免除 → 障害年金受給者や生活保護を受けている方の保険料が免除

■免除・猶予された保険料の追納

保険料の免除や猶予を受けた期間分については、保険料を全額納付した場合と比較して、受け取れる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、免除・猶予された保険料をさかのぼって納付すること(追納)ができます。

ただし、3年目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされますので、ご注意願います。

■手続き・お問い合わせ

- 住民課国保年金係 ☎ 76-5405
- 佐原年金事務所国民年金課 ☎ 0478-55-0145

医療費助成の申請はお済みですか？

子ども医療費助成制度をご利用ください

町では、子育て支援の一環として、昨年8月から子ども医療費助成対象年齢を拡大し、小学校4年生から中学校3年生の医療費については、申請による償還方式での助成を行っています。忘れずに申請しましょう。



償還申請による医療費助成の内容(小学校4年生から中学校3年生まで)

【小学校1～3年生(平成23年3月31日現在)については、平成22年8月～11月までの医療費は償還助成の対象です】

■助成後の自己負担額

- 通院 …1回 200円
- 入院 …1日 200円
- 保険調剤 … 無料

(町民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯については、自己負担金の金額が助成されます)

■助成までの流れ

- ①医療機関に保険証を提示し、医療費をお支払いください。
- ②1カ月分の領収書をまとめて、翌月以降に子育て支援課の窓口で申請してください。

【申請の際に必要なもの】

- 1カ月分の領収書
- 子どもの保険証
- 印鑑
- 振込先口座の通帳

(このほか、平成23年1月2日以降に転入した方については、初回申請時のみ転入前の市区町村が発行する課税(非課税)証明書が必要となります。)

- ③後日、指定口座に振り込みます。

■助成の申請期間

医療費の支払日(領収書の領収日)から2年間

お問い合わせ ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412

後期高齢者医療保険料の納付について



後期高齢者医療保険料は、毎年7月に算定されます。

7月中旬、年金からの天引きや口座振替で納付される方には「決定通知書」が、また現金で納付される方には「納付書」が送付されますので、忘れずに納付してください。

なお、平成23年度の保険料率および軽減措置は、昨年度と変更はありません。

■保険料率

区分	平成23年度
所得割額	7.29%
均等割額	37,400円

■軽減措置

★所得の低い方への軽減★

- 世帯の所得金額に応じて、均等割額が9割、8.5割、5割、2割軽減されます。
- 賦課のもととなる所得金額【総所得金額-33万円】が58万円以下の方については、所得割額が5割軽減されます。

★被用者保険の被扶養者であった方への軽減★

- 後期高齢者医療制度に加入するまで、被用者保険(社会保険、共済組合等)の被扶養者であった方については、所得割額は掛からず、均等割額も9割軽減されます。

お問い合わせ ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405